

議案第131号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

第75条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第11項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則第20項を附則第21項とし、附則第19項の次に次の1項を加える。

（東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人の市民税の均等割の税率の特例）

20 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第20条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に規定する額に500円を加算した額とする。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（固定資産税の課税標準の特例）

2 2 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

2 3 法附則第15条第10項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の2第1項の改正規定及び次項の規定は平成25年1月1日から、第75条及び附則第11項の改正規定並びに附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(川崎市行政手続条例の適用除外に関する経過措置)

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第5条の2第1項の規定は、平成25年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の条例第5条の2第1項に規定する行為については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

3 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 新条例附則第22項及び第23項の規定は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

参考資料

制 定 要 旨

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴う地方税法の特例により、平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割の税率を引き上げること、同法の一部改正に伴い、固定資産税の課税標準の特例を定めること等のため、この条例を制定するものである。